

## 今後の給餌量調整について

### 1 背景

タンチョウ生息地分散行動計画に基づき、分散を促進する1つの手段として、平成27年度から令和元年度の5年間で、給餌量削減を試行的に実施してきた。令和元年度に上記取組がひと段落したことから、令和2年度以降の取組方針を決める必要がある。

### 2 給餌量削減等の結果（現時点概要＊今年度の計画において評価予定のため）

- ・ 給餌場飛来のペ数は、給餌量削減後に減少している（参考資料1）。
- ・ 給餌削減前後で比較すると越冬地は拡大しているようであるが（参考資料2、概要資料1-6図4）、給餌量削減の影響もあるのかは今のところ不明
- ・ 冬期総数調査及び越冬分布調査の結果から、さらに不足データ等を集め評価する必要があるものの、給餌量削減前後で、3大給餌場、釧路地域への飛來の割合にやや減少傾向がある（参考資料3）。
- ・ タンチョウ傷病個体収容状況からは、栄養不良や衰弱が増加している状況ではない（概要資料1-7）。また巡視中などに栄養不良とみられる個体の目撃情報もなかった。
- ・ 給餌場に飛来する幼鳥の割合に減少傾向は認められていない（概要資料1-2表1）。
- ・ 農地への侵入について、給餌場周辺の巡視結果からは、平成30年度と令和元年度の比較では、急増している状況ではない（概要資料1-11）。
- ・ 平成27年度～令和元年度までの給餌量削減は、必要量からの1割ずつの削減ではなく、平成26年度比で1割ずつ削減となっている。つまり、平成26年度に必要量以上給餌しており、そこからの削減のため、これまでの給餌量削減では分散の効果は出にくいのではないかと推測

### 3 方針案

- ・ 上記結果から、これまでの給餌量調整により、分散が大きく進んだという結果にはなっていない一方、餌が取れずに栄養不良となったり、繁殖率が低下する等の影響も出ていないことから、今年度は、以下の方針で実施。
- ・ 今年度、分散行動計画全体の評価を行い、令和3年度以降に計画の見直し等を行う予定であるが、給餌量調整については、現行計画に基づき、継続して実施することとする。
- ・ そのため、令和2年度は、令和元年度の関係者会議や保護増検討会で案を示させていただいた通り、以下（1）の方針で行いたい。（2）については具体案を検討し、今年度から試験的に実施したい。いずれにしても（3）を考慮

しながら対応する。

- 令和3年度以降は、計画の見直し状況に従って実施する。

### (1) 納餌量について

令和2年度には、令和元年度の納餌量の1割を削減する。具体的には、令和2年度の最大納餌量を、以下表の通り、令和元年度の最大納餌量の1割減とする。

表1 3大給餌場における最大給餌量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg	3,375kg
鶴見台給餌場	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg	3,375kg
阿寒給餌場	9,300kg	8,820kg	7,740kg	6,630kg	5,520kg	4,968kg
合計	23,340kg	20,820kg	18,240kg	15,630kg	13,020kg	11,718kg

### (2) 納餌期間について

給餌期間を短縮することにより分散を促す。これまで11月1日から給餌事業開始となり、実際には飛来してから開始しているが、そもそも給餌の目的は自然採餌が困難な時期の補助的な役割なため、タンチョウが野外で餌が取りにくくなったら開始する、例えば雪が畠を一面覆ったらとか、指標とする河川が結氷したらなど。

### (3) 不測の事態等の対応案

- 環境省としては、給餌を削減して自発的分散を促すことが目的のため、タンチョウの種としての存続の危機という状況にならないかぎり、給餌量を増やすということは想定できない。
- そのため、目安として、給餌時期の栄養不良の個体が10羽以上確認された場合を、不測の事態として給餌量について検討を行うこととする。
- なお、長期的な視点として繁殖状況（概要資料1-2表1）を評価していくこととする
- また農業被害が増えた場合は、給餌量を増やすのではなく、被害対策を実施する（ただし、被害対策はあくまでも希少種であるタンチョウの被害対策手法の確立のための検討とし、基本的には他の鳥獣害対策と同様に農家自身が対策を取るものであることから、その手法等について普及啓発資料にて情報提供を行）。
- その他は、その都度、必要に応じて検討する。